

## 資料

- 1 用語の解説
- 2 西東京市教育計画策定懇談会委員名簿
- 3 西東京市教育計画策定懇談会設置要綱
- 4 西東京市教育計画策定懇談会審議経過



## 1 用語の解説

### アルファベット

#### ADHD(注意欠陥/多動性障害)《P.15 脚注 27》

次のような3つの行動特徴が、長期間にわたりしばしば見られる状態。①不注意…不注意な過ちをおかす、注意が持続しない、必要な物をなくすなど。②多動性…手足をそわそわ動かす、すぐに席を離れる、じっとしてられないなど。③衝動性…質問が終わらないうちに答える、順番を待つことが苦手など。

#### ALT (外国人英語指導補助員)《P.12 脚注 18》

外国人英語指導補助員で、ALT (Assistant Language Teacher) ともいう。英語教員や学級担任の補助として、英語や英語活動の指導にあたる。平成16年度、本市では小学校18校に学級あたり5時間程度、中学校9校には10時間程度の補助員を配置している。

#### IT《P.15 脚注 22》

コンピュータやネットワーク等によって情報を収集、処理、発信する情報通信技術。

#### LD (学習障害)《P.15 脚注 26》

一般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するなど特定のものの習得と使用に著しい困難を示す状態。

### あ行

#### アシスタントティーチャー《P.8 脚注 8》

授業の中で、教師の学習指導の補助を行い、学習効果を高める役割を果たす人。

#### 絵本と子育て事業《P.27 脚注 44》

子どもと保護者が、絵本を通じて親子のふれあいや、共に過ごす時間の楽しさ大切さなどを実感できるよう、3~4か月児健康診査の時に読み聞かせを実施したり、絵本を贈ったりする事業。

### か行

#### 学生ボランティア《P.8 脚注 9》

本市が提携する武蔵野大学や多摩ネットワークから派遣されて、児童・生徒の学習指導の補助にあたる学生。

**学校運営連絡協議会《P.1 8 脚注 34》**

保護者・地域関係者等で構成され学校の運営方針や学校・家庭・地域社会との連携のあり方等について提言し、開かれた学校運営に寄与している。

**学校経営計画《P.1 2 脚注 17》**

平成 15 年度から全都立高校及び盲・ろう・養護学校に導入された、学校の自主的・自律的改革促進と個性化・特色化を図るための計画。計画、実施、評価を通して、改善を図るマネジメントサイクルの仕組みを用いている。

**ゲストティーチャー《P.8 脚注 7》**

より専門性の高い授業の実現を図るため、各学校の要請を受けて外部から来校して児童・生徒の指導を行う人。

**研究奨励事業《P.1 7 脚注 33》**

西東京市立学校及び教員グループが当面する教育課題について研究するにあたり、研究奨励費を交付し、その研究成果を教育上の参考に供し、本市教育の充実振興に資することを目的とする事業。毎年、研究指定校 2 校程度、研究奨励校 4 校程度、研究奨励教員グループ 6 グループ以内を指定している。

**健康教育副読本《P.1 0 脚注 13》**

性教育、喫煙防止教育、薬物乱用防止教育等、健康にかかわる重要課題について市教育委員会が内容を編集し、児童・生徒の学習に活用する副読本。

**交換授業《P.8 脚注 5》**

小学校の学級担任が、学年内でいくつかの担当教科を交換して授業を行い、それぞれの個性や専門性を生かして、指導を充実させること。

**高機能自閉症《P.1 5 脚注 28》**

次の 3 つのことを特徴とする行動の障害である自閉症の内、3 歳までに現れ、知的発達の伴わないものをいう。①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く、特定のものにこだわること。

**心の東京革命《P.2 5 脚注 41》**

次代を担う子どもたちに対し、親や大人が責任をもって正義感や倫理観、思いやりの心を育み、人が生きていく上で当然の心得を伝えていく取り組み。東京都で、平成 12 年 8 月に「心の東京革命行動プラン」を策定し、この取り組みを進めている。

**「心の東京革命」地域アドバイザー《P.2 5 脚注 42》**

東京都が提唱する「心の東京革命」の普及や実践等の活動をするための養成講座を修了し、グループによる体験・交流の子育て活動や自主的な子育て講座等の実施などを通じて、地域での子育ての仲間づくりを手伝うボランティア。

## さ行

### 児童虐待《P.2 4 脚注 39》

親または親に代わる養育者によって子どもに加えられる行為で次のように分類される。①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、（無視、拒否的態度、言葉による脅し等）④ネグレクト。（養育の放棄または怠慢）

### 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)《P.9 脚注 10》

基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約。1989年に国連総会において採択され、生存、保護、発達、参加という包括的権利を子どもに保障し、子どもに対する保護と援助(手助け)を進めることを目指している。わが国は1994年(平成6年)4月に批准した。(条約の適用上、正式名称にある「児童」とは、18歳未満のすべての者をいう。)

### 習熟度別指導《P.8 脚注 3》

学年・学級を習熟の程度に応じて小集団に再編成し、効果的・効率的に学習指導を進める方法。平成15年12月学習指導要領の一部改正により、従前の中学校に加え、小学校でも指導計画の作成にあたって配慮すべき事項とされた。

### 主幹《P.1 7 脚注 31》

平成15年度から東京都の公立学校に導入された新しい職。教頭の補佐、教員間の調整、人材育成、指導・監督を行う。いずれは小学校には2名、中学校には3名の配置が予定されている。

### 小・中一貫教育《P.1 4 脚注 19》

中央教育審議会答申において示された、今後盛り込むべき施策の基本的な方向の一つで、異校種間連携の1つ。小・中学校連携を進めて、9年間を見通した教育課程を編成し、中学校進学時の不安を取り除くことにより、円滑な接続を図る方法。

### 少人数指導(少人数学習集団)《P.8 脚注 2》

学級数を超える集団数に分割(例：2学級を3分割)、児童・生徒の学習集団を弾力的に編成し、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る指導方法。

### 職業体験《P.1 0 脚注 12》

市内外の事業所で、生徒が実際に職業を体験することにより、望ましい勤労観・職業観を養い、職業選択を含めた生き方教育の充実に資する活動。

### 人事考課制度《P.1 7 脚注 32》

自己申告と業績評価の結果に基づき、校長・教頭が適切な指導や助言を行う。また、研修や自己啓発、適切な処遇等を行うことを通じて、職員の資質・能力やモラルの向上、適材適所の人事配置や学校組織の活性化を図る制度。

**スクールカウンセラー《P.11 脚注 16》**

不登校など多様化する課題に対応するため、東京都の中学校全校に配置された臨床心理士等。学校組織の理解の上に立ち、生徒の相談のほか、保護者や教員からの教育相談、生徒指導上の課題の解決、教員に対する研修、関係機関との連携を行う等、専門的な立場からの助言を行う。

**スクールピア《P.10 脚注 15》**

心理学を専攻した青年を小学校に派遣し、児童の話し相手・遊び相手、個別相談及び児童の授業参加への支援を行う。

**選択教科《P.8 脚注 6》**

中学校で、課題学習や補充的な学習、発展的な学習等、生徒の特性等に応じた多様な学習活動を行うこと。選択教科等にあてる授業時間数は、第1学年は年間0～30時間、第2学年は50～85時間、第3学年は105～165時間までの範囲内で、各学校が定める。

**総合型地域スポーツクラブ《P.28 脚注 45》**

『地域住民が主体的に運営するスポーツクラブの形態』であり、次のような特徴を持つクラブ。①複数の種目が用意されている。②子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域の誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベル等に応じて、いつまでも活動できる。③活動の拠点となるスポーツ施設及びクラブハウスがあり、定期的・継続的なスポーツ活動を行うことができる。④質の高い指導者のもと個々のスポーツニーズに応じた指導が行われる。

**た行****体育指導委員《P.28 脚注 46》**

スポーツ振興法で非常勤の公務員として位置づけられた、市町村におけるスポーツ振興施策の推進役を担う地域のスポーツ指導者。

**確かな学力（P.7 脚注 1）**

これからの子どもたちに求められる学力で、生きる力を知の側面からとらえたもの。知識・技能に加え、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を指す。

**特別支援教育（多様な支援教育）《P.16 脚注 29》**

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含め、障害のある児童・生徒の教育ニーズに対して適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育。

**地域生涯学習事業《P.2 4 脚注 37》**

学校週5日制を踏まえ、児童・生徒の文化・スポーツ等の体験学習や地域住民の学習活動を促進するために、地域の人材を活用し、市立小学校の施設を拠点としながら、自主的な組織である学校施設開放運営協議会を支援して展開する事業。

**ティームティーチング(T.T)《P.8 脚注 4》**

1つの学習集団に、複数の教員が指導にあたることにより、個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な内容の確実な定着を目指す指導方法。

**適応指導教室（スキップ教室）《P.1 5 脚注 24》**

さまざまな理由から登校していない小・中学生に対して、指導員とのかかわりやグループ活動を通して悩みの解消や自立心、協調性、学習意欲をもてるように指導し、学校復帰を目指すことを目的とした教室。

**道徳授業地区公開講座《P.9 脚注 11》**

学校・保護者・地域が連携して道徳教育を推進することにより、学校の道徳教育を活性化するため、道徳の授業を公開し、授業や子どもの様子について意見交換を行う講座。

**ドメスティック・バイオレンス（DV）《P.2 4 脚注 40》**

一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、またはあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。人によっては、親子間の暴力などまで含めた意味で使っている場合もある。

内閣府では、人によって異なった意味に受け取られるおそれがあるため正式には使わず、「夫・パートナーからの暴力」という言葉を使う。

**な行****ニュースポーツ《P.2 8 脚注 47》**

生涯スポーツ推進の中、地域住民や民間スポーツ団体によって工夫・考案された新しいスポーツ種目や、近年国内で普及し始めた外国生まれのスポーツ種目の総称。適度な運動量と安全性、技術習得のしやすさ、柔軟で簡易なルールと勝機の平等性などの要素を含むので、子どもからお年寄りまで、能力や好みに応じてふれあいや健康・体力づくりを目的に気軽に楽しめる。

**ネグレクト《P.2 4 脚注 38》**

養育の放棄や怠慢を意味するのが「ネグレクト」で、親子関係においてはさまざまな形をとって表れ、子どもの心身に大きな影響を与える。

①一般的ネグレクト…食事の世話をしない。体や衣服が汚れていてもそのままにしておく。②医療的ネグレクト…子どもが病気で医療を必要とされる場合でも、病院へ連れて行かない。③教育的ネグレクト…子どもが学校へ行かなくても無関心でそのまま放置する。

### ノーマライゼーション《P.1 5 脚注 25》

障害のある人もない人も、同じように社会の一員として社会参加し、自立した社会を目指すという考え方。

## は行

---

### バリアフリー《P.1 6 脚注 30》

障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となる物を除去するという意味。また、障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という広い意味でも用いられる。

### ピアカウンセラー《P.1 4 脚注 21》

仲間であるということ、気軽な関係であること等を活用して、相談者自らが持っている『問題解決する力』を引き出すように援助していく人。

### フリー教室《P.1 5 脚注 23》

不登校傾向にある児童・生徒に対し、一人ひとりの個に応じた学習支援を行う教室。

### プレイセラピー《P.1 0 脚注 14》

プレイルームでの遊びや話を通して不安を解決し、子どもの成長を促す人。

### プレイリーダー《P.2 5 脚注 43》

子どもによる自由な遊びを実現することを目的とした遊び場(プレイパーク)等で、子どもたちの遊びの見守りや指導、遊び道具の準備などを行う大人。

## ま行

---

### メンタルフレンド《P.1 4 脚注 20》

児童または保護者とのふれあいの中で児童の自主性、社会性等の伸長を援助する、児童の兄または姉の世代に相当するボランティアの青年。

## や行

---

### ユニバーサルデザイン《P.1 9 脚注 35》

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように、都市や生活環境をデザインする考え方。

**5**行**ライフサイクル《P.2 3 脚注 36》**

人が生まれて死に至るまでの一生涯のこと。平均的・標準的な人の発達を前提にした、主に心理的な規則的変化の過程を意味する。



## 2 西東京市教育計画策定懇談会委員名簿

任期：平成15年7月30日から教育長に報告する日まで

氏名	選出区分	備考
ぬまもと きいち 沼本 禧一	学識経験者	座長
すのはら ゆき 春原 由紀	学識経験者	副座長
いしだ ひろこ 石田 裕子	市立学校の児童及び生徒の保護者の代表	
さとう よしこ 佐藤 美子	市立学校の児童及び生徒の保護者の代表	
かねこ きょういち 金子 矜一	公募の市民	
たなべ まさこ 田辺 まさ子	公募の市民	
たくち やすゆき 田口 康之	市立学校の校長の代表	
ほそい くにお 細井 邦夫	市立学校の校長の代表	
たかはし てるお 高橋 輝夫	社会教育委員	
わたなべ かずお 渡邊 一雄	スポーツ振興審議会委員	
きたおか かずひこ 北岡 和彦	公民館運営審議会委員	
しもくり つねたか 下栗 庸隆	公民館運営審議会委員	
むらた まさあき 村田 真昭	図書館協議会委員	
つるた かつひこ 鶴田 勝彦	体育協会の代表	

### 3 西東京市教育計画策定懇談会設置要綱

#### 第1 設置

西東京市教育計画（以下「教育計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため、西東京市教育計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

#### 第2 検討事項

懇談会は、教育長の依頼を受け、教育計画の策定に関することについて検討し、その検討結果を教育長に報告する。

#### 第3 委員構成

懇談会は、次に掲げる委員14人以内で構成し、教育長が依頼する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 市立学校の児童及び生徒の保護者の代表 2人以内
- (3) 公募の市民 2人以内
- (4) 市立学校の校長の代表 2人以内
- (5) 社会教育委員 1人以内
- (6) スポーツ振興審議会委員 1人以内
- (7) 公民館運営審議会委員 2人以内
- (8) 図書館協議会委員 1人以内
- (9) 体育協会の代表 1人以内

#### 第4 任期

委員の任期は、第3に規定する依頼の日から第2に規定する教育長に報告する日までとする。

#### 第5 座長及び副座長

懇談会に、座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### 第6 会議

懇談会は、座長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 懇談会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

#### 第7 報償

懇談会の委員のうち第3第4号に掲げる者を除き、予算の範囲内において定める額を報償として支給する。

## 第8 庶務

懇談会の庶務は、学校教育部教育庶務課において処理する。

## 第9 委任

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

## 4 西東京市教育計画策定懇談会審議経過

日 程		主 な 内 容
平成 15 年	7月30日 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 座長、副座長の選出</li> <li>・ 検討依頼の主旨及びスケジュール等の説明</li> <li>・ 「教育計画(案)」の概要説明</li> </ul>
	8月22日 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育についての説明</li> <li>・ 「確かな学力の育成」「豊かな心の育成」について</li> </ul>
	9月22日 (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「特色ある学校づくりの推進」「心身障害教育の充実」について</li> </ul>
	10月10日 (第4回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学校経営改革の推進」「学習環境等の整備」について</li> <li>・ 生涯学習についての説明</li> </ul>
	10月27日 (第5回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「市民の多様な学びを支える社会教育の充実」「青少年教育への支援」について</li> <li>・ 「市民のスポーツ・レクリエーション活動の充実」について</li> </ul>
	11月 7日 (第6回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画全体の構成の見直し等</li> </ul>
	12月17日 (第7回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12月議会(文教委員会)で審議された陳情について</li> <li>・ 学校教育のまとめ</li> </ul>
平成 16 年	1月 6日 (第8回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12月の教育委員会定例会で審議された請願について</li> <li>・ 生涯学習のまとめ</li> </ul>
	2月16日 (第9回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育計画(案)全体のまとめ</li> <li>・ 教育計画(案)教育長へ中間報告</li> </ul>
	8月25日 (第10回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメントの集計結果の説明及び中間報告変更案について</li> <li>・ 教育計画(案)教育長へ最終報告</li> </ul>